

企業の発展は人材育成から

# 認定職業訓練のご案内

認定職業訓練の概要

認定の要件は

認定のメリットは

認定の申請をするときは

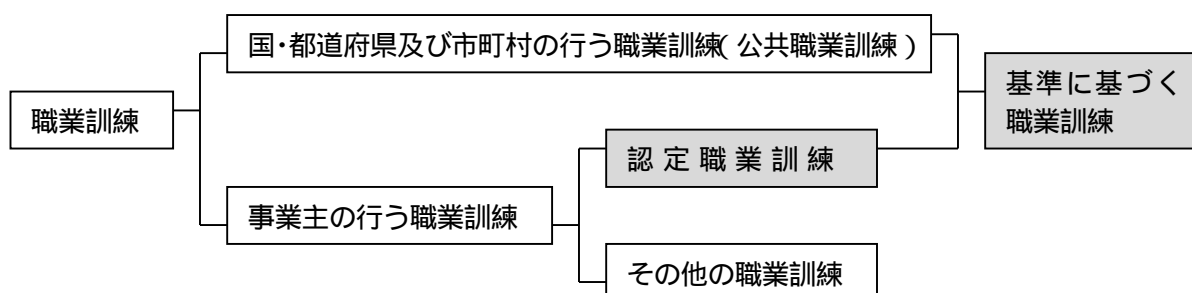
長崎県産業労働部雇用労働政策課

## 認定職業訓練とは

職業能力開発促進法（以下「法」という。）では、事業主等が、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発、資質の向上を図るために、必要に応じ職業訓練の実施に努めることが定められています。

それからの職業訓練のうち、法に定める訓練基準に従って行う職業訓練は、県知事から認定を受けることができます。認定を受けた職業訓練に対しては、長崎県や国等から各種の援助や助成を受けることができます。

さらに、職業訓練を修了した人やその事業主にも各種の特典があります。



## 認定職業訓練の概要

認定職業訓練の種類、課程及び概要は次のとおりです。

職業訓練の種類、課程は、習得させようとする技能及び知識の「程度」と「期間」に基づき分けられています。

普通職業訓練・普通課程	
訓練の対象及び内容	高等学校卒業者、中学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者に対し、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練。
期間・時間	原則として1年(中卒2年)。1年につき1,400時間以上。
普通職業訓練・短期課程	
訓練の対象及び内容	在職労働者、技能検定の受検を目的とする者等に対し、その職業に必要な技能・知識を習得させるための短期間の訓練
期間・時間	6か月以下。12時間以上。

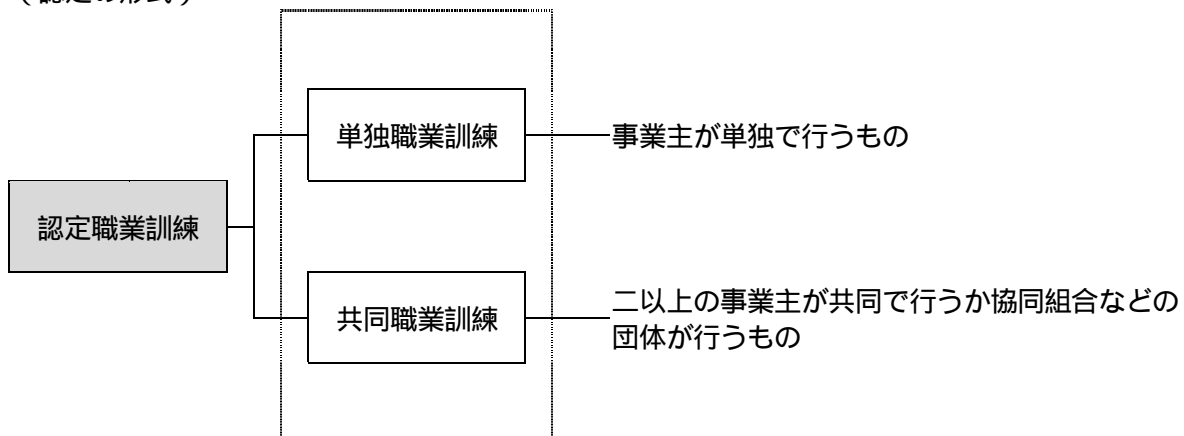
## 認定の要件は

職業訓練の認定を受けようとする場合は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

### 1 認定を受けることができる事業主等とは、次の(1)～(7)のとおりです (法第24条)

- (1) 事業主
- (2) 事業主の団体又は連合団体
- (3) 職業訓練法人
- (4) 職業能力開発協会
- (5) 一般社団法人又は一般財団法人
- (6) 法人である労働組合
- (7) その他営利を目的としない法人

(認定の形式)



### 2 認定を受けようとする職業訓練が法に定める基準に適合していることが必要です (法第19条、第27条の2、法施行規則第1条、第9条～第13条)

法に定める基準とは主に次のとおりです。

- (1) 訓練の対象者
- (2) 教科の科目
- (3) 訓練の実施方法
- (4) 訓練期間・訓練時間
- (5) 訓練を行うための施設・設備
- (6) 職業訓練指導員

### 3 認定職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められることが必要です (法第24条)

実施する能力を有するかどうかの判断基準はおおむね次のとおりです。

- (1) 職業訓練の永続性があること。  
(例、訓練の経費の確保・実施体制の整備等)
- (2) 訓練生数は、一事業主が単独で行う場合は3人以上、それ以外の共同で行う場合は一訓練科につき3人以上であること。
- (3) 職業訓練法人及び職業能力開発協会以外の団体は、定款等に下記の事項が記載されているとともに、その業務又は事業の一つとして職業訓練について明確な定めがあること。

目的

名称

認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その名称及び所在地  
主たる事務所の所在地

構成員を有する団体の場合には構成員に関する事項

役員に関する事項

会計に関する事項

解散に関する事項

定款等の変更に関する事項

- (4) 労働基準法の許可を受ける必要がある場合は、その許可が受けられること。

### 認定のメリットは

認定職業訓練を実施した事業主やその団体及びそれらの職業訓練に労働者を派遣した事業主並びに職業訓練を受けた訓練生は、県から次のような補助が受けられたり、各種の特典が与えられます。

#### 1 事業主のメリット

- (1) 認定訓練助成事業費補助金

中小企業事業主(次頁参照)や中小企業事業主の団体が行う認定職業訓練の運営費や施設・設備費に対する補助金を受けることができます(補助対象経費の3分の2以内)

補助金の内容は次のとおりです。

職業訓練に要する経費のうち、集合して学科又は実技の訓練を行う場合に要する経費で、次の経費を対象にその一部を補助金として交付します。

職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金、手当に要する経費

訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに  
機械器具等の購入等に要する経費

職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費

教科書その他の教材に要する経費  
管理運営に要する経費

中小企業とは次表のものをいいます。「資本の額又は出資の総額」か「企業全体での常用労働者数」のいずれかの要件に合っていれば、中小企業です。

産 業 分 類	資本の額又は出資の総額	企業全体での常用労働者
小 売 業 ・ 飲 食 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
そ の 他 の 産 業	3億円以下	300人以下

運営費の補助基準額（上限額）は次のとおりです（令和4年度）。

・普通課程

訓練生数3人未満 1,838,000円

訓練生数3人以上 1,631,000円 + 69,000円 × 訓練生数

共同認定職業訓練実施団体の行う訓練については、1認定職業訓練施設につき361,600円を加える。

・短期課程

9,200円 × 訓練科毎の訓練生数 × 訓練単位数

訓練単位数 短期課程の訓練単位数は、次のとおりです。

集合訓練時間数	12時間以上	15時間以内.....	1単位
"	16時間以上	25時間以内.....	2単位
"	26時間以上	40時間以内.....	3単位
"	41時間以上	60時間以内.....	4単位
"	61時間以上	80時間以内.....	5単位
"	81時間以上	100時間以内.....	6単位
"	101時間以上	150時間以内.....	7単位
"	151時間以上	200時間以内.....	8単位
"	201時間以上	300時間以内.....	9単位
"	301時間以上	400時間以内.....	10単位
"	401時間以上	500時間以内.....	11単位
"	501時間以上	600時間以内.....	12単位
"	601時間以上	700時間以内.....	13単位
"	701時間以上	.....	14単位

- (2) 職業訓練施設に「職業能力開発校」「職業能力開発短期大学校」「職業能力開発促進センター」などの名称を用いることができます。
- (3) 年少労働者の危険有害業務の就業制限、契約期間の特例や高校教育との連携など特典があります。

## 2 訓練生のメリット

- (1) 普通課程・専門課程修了時に行われる技能照査の合格者には「技能士補」の称号が与えられます。
- (2) 技能照査の合格者並びに一・二級及び単一等級技能士コース修了時試験合格者は、技能検定受検の際に学科試験が免除になります。
- (3) 普通課程、専門課程などの修了者は、技能検定や職業訓練指導員試験の受験資格の要件である実務経験年数が短縮されます。
- (4) 訓練職種によって関係法令に基づく各種の資格や受験資格が与えられます。

## 認定の申請をするときは

事業主等がその実施する職業訓練について認定を受ける場合は、知事あてに「職業訓練認定申請書」を提出しなければなりません（法施行規則第30条、第35条の5）。

この場合、労働基準法に定める特例の許可を受けようとするときは、労働局長あての「職業訓練に関する特例許可申請書」を上記申請書と同時に労働局長に提出することとなります。

労働局長は、許可申請に対して意見を付して、認定申請書とともに知事に送付し、これを受けて知事は、認定又は不認定を申請者及び労働局長に通知します。

以上の手続きを図示すれば以下のとおりです。

職業訓練認定申請書手続図解

